

特定建設作業について

八幡市 環境業務課

特定建設作業について

建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音または振動を発生させる作業であって、騒音規制法及び振動規制法で規制されており、届出が必要です。また、特定建設作業を行う場合は、騒音や振動の規制基準や作業方法等の制限があります。

届出について

指定地域内において、特定建設作業（建設作業）を伴う建設工事を施工しようとするときは、作業の開始の7日前までに、法律に基づく届出をして下さい。（騒音規制法第14条第1項、振動規制法第14条第1項）

届出にあたっては、届出書に工事の工程表及び付近の見取図を添付して、2部提出してください。

（注）ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除きます。

※ 工業専用区域及び市街化調整区域については、届出の必要はありません。

騒音規制法に基づく特定建設作業

1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200 kg以上のものに限る。）を設けて行なう作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80 kW以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70 kW以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40 kW以上のものに限る。）を使用する作業

振動規制法に基づく特定建設作業

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものは除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

特定建設作業に係る騒音・振動規制基準

規制内容	区域区分	規制基準
作業場所の敷地の境界線における基準値	1号区域	騒音：85dB以下
	2号区域	振動：75dB以下
作業の禁止時間	1号区域	午後7時から翌日の午前7時
	2号区域	午後10時から翌日の午前6時
最大作業時間	1号区域	1日あたり10時間
	2号区域	1日あたり14時間
最大作業期間	1号区域	連続6日間
	2号区域	
作業の禁止日	1号区域	日曜日その他の休日
	2号区域	

※ 工業専用地域及び市街化調整区域については、規制はありません。

区域区分

1号区域	騒音	騒音指定地域のうち、第1種・第2種区域及び第3種区域の全域並びに第4種区域の学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム等の80メートル以内の区域
	振動	振動指定地域のうち、第1種区域、第2種区域のうち、工業、工業専用地域を除く区域、学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム等の80メートル以内の区域
2号区域	騒音	騒音指定地域のうち、1号区域以外の区域
	振動	振動指定地域のうち、1号区域以外の区域

騒音規制法に基づく規制地域

第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域	工業地域

振動規制法に基づく規制地域

第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

届出に関する注意点

○ さく岩機とブレーカーの違いについて

さく岩機には、先端のビット（のみ）が、①打撃と回転によりさく岩するもの ②打撃のみにより破碎するものがあります。ブレーカーとは、②の用途で使用されるものを指します。

また、ブレーカーについては、騒音規制法のさく岩機、振動規制法のブレーカーの両方で届が必要となります。ただし手持ち式のブレーカーについては、騒音規制法の届出のみとなります。

○ 低騒音型の建設作業機械について

低騒音型建設機械として右記のマークがあるものは、届出の必要はありません。右記マークは国土交通省指定のもので、建設省指定の表示されたものもあります。

※ '89のマークは適用されません。



○ 長期にわたって工事をする場合の届について

工期の中の区切れで数回に分けて届出を行ってください。またその都度内容が更新されれば書き換えてください。

問い合わせ先

八幡市 市民生活部 環境業務課

☎075-983-2798（直通）